

伊勢市監査委員公表第4号

令和4年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年7月20日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	久保	真

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
商工労政課	① 補助金の交付については、上限額を定めているが、その根拠が明確でない。補助金交付の目的や期待する効果等と合わせて要綱で示し、補助金交付の説明責任を果たせるよう、負担する3市町での協議を早急に検討されたい。	「検討中」 補助金を交付している鳥羽市、玉城町と協議を行い、補助金交付の目的等について、説明責任を果たせるよう対応していきます。

【放課後児童健全育成施設伊勢市御菌こどもプラザ、放課後児童健全育成施設伊勢市二見こども未来クラブ】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
子育て応援課	① 放課後児童クラブの利用料を指定管理者の収入としているが、設置条例に使用料の規定がない。利用料金制を採用しているが、規定を整備したうえで、適正に運用されたい。 ② 指定管理業務が協定書及び仕様書に沿って実施されているか、施設の運営及び諸規定の整備状況が適切であるか、十分に確認されていない。監督不足である。指定管理者に対し求める内容を確実に把握し、また報告書を検証し、適切に指導されたい。	「検討中」 適正な運用とするため、規定の整備を検討します。 「措置済み」 協定書及び仕様書に記載された事項について確認を行い、必要な書類の提出を求めました。 今後も、協定書及び仕様書に従い、適正に履行されているか適宜状況を把握・指導し、業務の確実な実施につなげます。
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	① 基本協定書及び仕様書に定めるアンケートが実施されていない。利用者の意見は、事業の運営向上に不可欠なものであり、確実に実施されたい。また、意見とその対応状況を市に報告されたい。	「措置済み」 令和4年度はアンケートを実施しました。今後についても毎年度実施し、運営向上に活用いたします。また、アンケートの内容や実施した対応について、市に報告いたします。

	<p>② 仕様書で求めている傷害及び賠償責任補償について、提出された書類では内容の一部が確認できなかった。協定書及び仕様書を確実に把握され、適正に運営された。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>仕様書に定める傷害補償について、1項目の未加入が判明しましたので、補償内容の変更手続きを行いました。今後も協定書及び仕様書の内容を把握し、適正に運営いたします。</p>
--	---	---